

## 平成30年度 四国地方整備局 事業評価監視委員会 対象事業一覧

## ○ 再評価対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	区分	備考
	河川、路線、港湾名等	箇所名				
海岸事業	高知海岸	高知海岸直轄海岸保全施設整備事業	国(直轄)	高知県	E	
道路事業	11号	一般国道11号 大内白鳥バイパス	国(直轄)	香川県	E	
道路事業	56号	一般国道56号 津島道路	国(直轄)	愛媛県	E	
道路事業	196号	一般国道196号 今治道路	国(直轄)	愛媛県	E	
道路事業	55号	一般国道55号 高知南国道路	国(直轄)	高知県	E	
道路事業	55号	一般国道55号 南国安芸道路	国(直轄)	高知県	E	
道路事業	55号	一般国道55号 南国安芸道路(芸西西～安芸西)	国(直轄)	高知県	E	
港湾事業	松山港	松山港外港地区国際物流ターミナル整備事業	国(直轄)	愛媛県	E	
港湾事業	東予港	東予港中央地区複合一貫輸送ターミナル整備事業	国(直轄)	愛媛県	E	
港湾事業	高知港	高知港三里地区国際物流ターミナル整備事業	国(直轄)	高知県	E	
港湾事業	宿毛湾港	宿毛湾港池島地区防波堤整備事業	国(直轄)	高知県	E	

海岸事業 1件  
道路事業 6件  
港湾事業 4件  
合計 11件

区分:(再評価実施要領基準)

A:事業採択後3年間の経過した時点で未着工の事業

B:事業採択後5年間の経過した時点で継続中の事業

C:準備・計画段階で3年間の経過している事業

D:再評価実施後に5年間の経過した時点で継続中または3年間の経過した時点で未着工の事業

E:社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## ○ 事後評価対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	区分	備考
	河川、路線、港湾名等	箇所名				
港湾事業 海岸事業	須崎港 須崎港海岸	須崎港湾口地区防波堤整備事業 須崎港海岸直轄海岸保全施設整備事業(合併事業)	国(直轄)	高知県	A	
公園事業	まんのう公園	国営讃岐まんのう公園	国(直轄)	香川県	A	

港湾・海岸事業 1件  
公園事業 1件  
合計 2件

区分:(事後評価実施要領基準)

A:事業完了後、一定期間(5年以内)が経過した事業

B:審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

## ○ 報告対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	備考
	河川、路線、港湾名等	箇所名			
河川事業	那賀川	那賀川床上浸水対策特別緊急事業(加茂地区)	国(直轄)	徳島県	那賀川水系河川整備計画点検

河川事業 1件  
合計 1件